

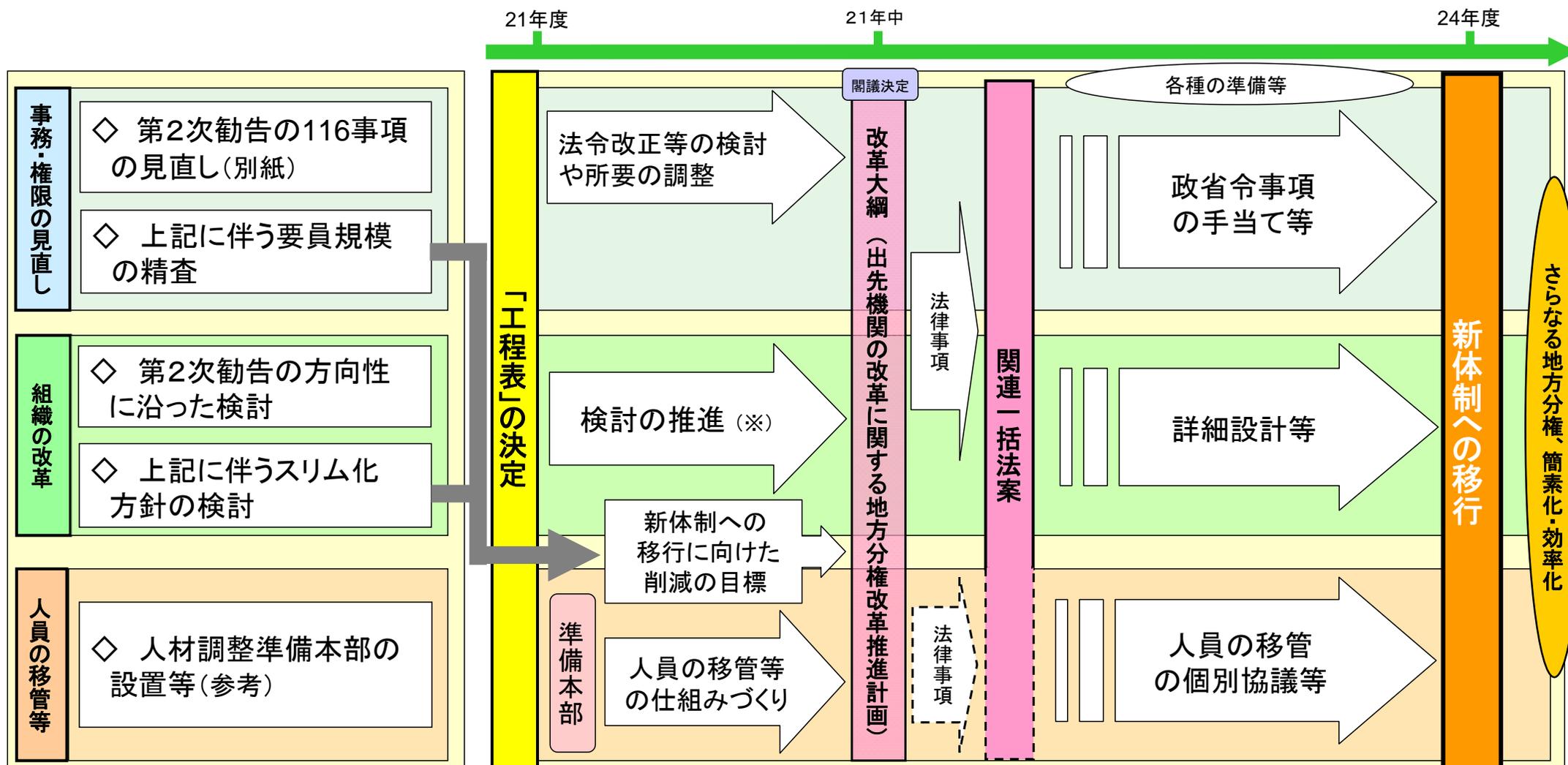
出先機関改革に係る工程表(概要)

位置付け

- 「骨太の方針2008」に基づき、地方分権改革推進委員会の第2次勧告を踏まえて策定
- 出先機関改革の今後おおむね3年間の主な工程を定めるもの

工程表の3要素

今後の「工程」



※ 行政分野ごとの特性を踏まえ、災害発生や社会経済・雇用失業情勢の急激な変化への迅速で機動的な対応や、国民に対する直接的な行政サービス水準の維持など、国の事務・権限の的確かつ確実な実施を確保

国の出先機関の事務・権限の見直しの概要（主なもの）

沖縄総合事務局

- 他の出先機関と共通の事務権限の見直し
- 二級河川の直轄管理特例〔要件明確化〕

地方厚生局

- 指定医療機関、養成施設、生活保護施設〔地方移譲〕
- 健康食品の虚偽誇大広告規制〔地方移譲〕
- 民生委員等の委嘱〔手続簡素化〕

都道府県労働局

- 無料職業紹介事業〔地方の役割拡大〕
- 個別労働紛争解決事業〔国と地方の連携強化〕

中央労働委員会地方事務所

- 事務を本局等に移管

地方農政局

- JAS品質表示の規制等〔地方移譲〕
- 食の安全・信頼、食育等に関する広報啓発〔地方の役割拡大〕
- 国営土地改良事業〔対象施設見直しの検討〕
- 農林水産業に関する統計調査〔実査事務の地方移譲〕
- 農地転用許可、農業振興地域等〔国と地方の役割分担の見直し等〕
- 米穀の買入れ・売渡し業務〔執行の在り方の見直し〕

森林管理局

- 国有林野事業（人工林の整備等）〔一部独法化〕
- 民有林直轄治山事業〔要件明確化〕

経済産業局

- 消費者取引の適正化、製品安全〔地方移譲〕
- 消費生活相談〔国と地方の連携強化〕
- 省エネ指導、家電リサイクル、工業用水道〔地方移譲〕
- 商工会議所〔地方移譲・手続簡素化〕
- 中小・ベンチャー企業育成〔先端・モデル的なもの等に限定〕

地方整備局

- 国道の整備・管理、一級河川の管理〔地方移管〕
- 国営公園の管理〔地方移管〕
- 直轄港湾事業〔拠点となる港湾施設の限定〕
- 直轄砂防事業〔要件明確化〕
- 都市計画、公営住宅、地方道、港湾管理等〔地方への関与縮小〕

北海道開発局

- 他の出先機関と共通の事務権限の見直し
- 道州制特区制度に基づく取組みの推進

地方運輸局

- 自動車登録事務〔一部独法化〕
- 自家用有償運送、運転代行業〔地方移譲〕
- 自動車道事業〔地方移譲〕
- 地域観光振興〔先端・モデル的なもの等に限定〕

地方環境事務所

- 環境教育・環境保全活動の推進〔地方の役割拡大〕
- 家電リサイクル、オフロード排ガス規制〔地方移譲〕
- 土壌汚染の指定調査機関〔地方移譲〕
- 循環型社会形成推進協議会〔位置付けの見直し等〕

（注）「地方移譲」等には、事務・権限の一部を地方に移譲するものを含む。
詳しくは本体の別紙を参照

※ その他の見直し対象機関

総合通信局

法務局

漁業調整事務所

地方航空局

人材調整準備本部のイメージ

平成 21 年 3 月

1. 機能・役割

国の出先機関改革における人員の移管等の仕組みの検討

〔 具体的には、人員の移管等の実施に係る基本方針等の検討や、人員移管等の総合的な調整を行う
「人材調整本部（仮称）」の設置準備等の検討を想定 〕

2. 設置根拠

内閣に置かれた「地方分権改革推進本部」の下に、同本部長決定で設置（「地方分権改革推進本部の設置
について（平成 19 年 5 月 29 日閣議決定）」第 6 項）

3. 構成員等

本部長：内閣府特命担当大臣（地方分権改革）

本部員：内閣官房副長官（政務及び事務）及び関係府省副大臣級並びに地方公共団体関係者

本部には、幹事会（関係府省局長級及び地方公共団体関係者で構成）を置き、実務的な検討等を行う。

4. その他

平成 2 1 年〇月〇日設置予定